



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月10日火曜日 第2038号

◇ 目次 ◇

| | |
|-------------------------------|-----|
| 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... | 115 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 116 |
| 土地改良事業の工事完了の届出..... | 116 |
| 道路の供用開始（県道桜井山路線）..... | 117 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 開発行為に関する工事の完了..... | 117 |
| 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）..... | 117 |
| 道路の区域変更（県道宇和明浜線）..... | 117 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 117 |
| 道路の区域変更（県道猿鳴平城線）..... | 118 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 118 |

告 示

○愛媛県告示第185号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年12月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---|---|---|--|---|--|---|--|
| (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) | | | | (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) | | | |
| 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | |
| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
| | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年7厘 | 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年6厘 |
| 2～5 省略 | | | | 2～5 省略 | | | |

| | | |
|--|---------|-----|
| 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | 年1分2厘5毛 | 年7厘 |
| 7 省略 | | |

| | | |
|--|---------|-----|
| 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | 年1分2厘5毛 | 年6厘 |
| 7 省略 | | |

○愛媛県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 2月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|------------------|
| 理 事 | 長 島 清 志 | 今治市大正町七丁目1番3号 |
| " | 上 田 忠 | 今治市美須賀町二丁目3番地の1 |
| " | 矢 野 典 明 | 今治市石井町一丁目10番9号 |
| " | 村 越 定 信 | 今治市砂場町二丁目3番10号 |
| " | 森 昭 左 | 今治市横田町一丁目2番30号 |
| " | 八 木 巖 | 今治市延喜甲85番地第1 |
| " | 松 本 正 一 | 今治市宅間甲1273番地7 |
| " | 青 野 岩 夫 | 今治市旦甲129番地 |
| " | 河 野 健 二 | 今治市新谷甲851番地 |
| " | 白 石 邦 尚 | 今治市四村86番地 |
| " | 梶 川 富士喜 | 今治市波止浜113番地の第2 |
| " | 田 窪 象 市 | 今治市杣田甲190番地 |
| " | 越 智 敬 一 郎 | 今治市高橋甲945番地4 |
| " | 宇 高 久 敏 | 今治市馬越町三丁目1番7号 |
| " | 白 石 和 孝 | 今治市松木301番地第2 |
| 監 事 | 岡 林 興 通 | 今治市郷新屋敷町三丁目1番18号 |
| " | 武 田 剛 | 今治市孫兵衛作甲233番地3 |
| " | 砂 原 吉 隆 | 今治市東村三丁目2番30号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 長 島 清 志 | 今治市大正町七丁目1番3号 |

| | | |
|-----|---------|------------------|
| " | 上 田 忠 | 今治市美須賀町二丁目3番地の1 |
| " | 矢 野 典 明 | 今治市石井町一丁目10番9号 |
| " | 森 昭 左 | 今治市横田町一丁目2番30号 |
| " | 岡 林 興 通 | 今治市郷新屋敷町三丁目1番18号 |
| " | 八 木 巖 | 今治市延喜甲85番地第1 |
| " | 大 澤 慶 三 | 今治市矢田甲698番地の3 |
| " | 青 野 岩 夫 | 今治市旦甲129番地 |
| " | 本 宮 匠 | 今治市郷桜井二丁目2番3号 |
| " | 越 智 悦 夫 | 今治市五十嵐甲331番地 |
| " | 梶 川 富士喜 | 今治市波止浜113番地の第2 |
| " | 田 窪 象 市 | 今治市杣田甲190番地 |
| " | 越 智 忠 行 | 今治市高橋32番地2 |
| " | 白 石 和 孝 | 今治市松木301番地2 |
| " | 砂 原 吉 隆 | 今治市東村三丁目2番30号 |
| 監 事 | 村 越 定 信 | 今治市砂場町二丁目3番10号 |
| " | 富 田 利 治 | 今治市中寺508番地 |
| " | 長 野 正 志 | 今治市別名240番地 |

○愛媛県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 2月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業（農道） | とびがらす地区 | 平成21年 1月16日 |

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 桜井山路線 | 今治市片山三丁目193番14から 同市片山三丁目193番19まで | 平成21年 2月10日 |

○愛媛県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 2月10日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 20中局建（開）第58号 平成21年 1月29日 | 東温市志津川字木原甲1557番 1 | 松山市福音寺町556番地 8 渡 部 恵 未 坪 内 清 剛 |

○愛媛県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|--|----------|-----------------------------------|--------------------------|-----|
| 県 道 | 内子河辺野村線 | 喜多郡内子町北表甲865番 3 から 同町北表1023番 1 地先まで | 旧 | メートル 4.8 ~ 21.6 34.7 ~ 48.0 | キロメートル 0.092 0.030 | |
| | | | 新 | 34.7 ~ 48.0 | 0.030 | |

○愛媛県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宇和明浜線 | 西予市明浜町依津 2 番耕地1310番 3 から 同町依津 2 番耕地672番 5 まで | 旧 | メートル 8.6 ~ 20.8 | キロメートル 0.185 | |
| | | | 新 | 13.2 ~ 101.6 | 0.122 | |

○愛媛県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|------------|
| 県 道 | 宇和明浜線 | 西予市明浜町俵津2番耕地1310番3から 同町俵津2番耕地672番5まで | 平成21年2月10日 |

○愛媛県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 猿鳴平城線 | 南宇和郡愛南町中浦2118番2から 同町中浦2099番2まで | 旧 | メートル 2.6～4.2 | キロメートル 0.070 | |
| | | | 新 | 3.2～40.0 | 0.070 | |

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-----------------------------------|------------|
| 県 道 | 猿鳴平城線 | 南宇和郡愛南町中浦2118番2から 同町中浦2099番2まで | 平成21年2月10日 |